

訪問看護入門研修 訪問看護ステーション見学実習要項

(目的)

第1条 見学実習(以下、実習という)・同行訪問・意見交換等により、訪問看護ステーションの現状や実際を知る。

(期間)

第2条 平成29年3月13日(月)から17日(金)までの間、1人につき1日間とする。

(時間)

第3条 実習の時間は、6時間程度とし、9時から16時とするが、施設の都合により変更ができるものとする。

(実習施設・実習日)

第4条 実習施設及び実習日については、看護協会が実習施設と協議のうえ決定し実習依頼をする。

(実習準備・留意点)

第5条 実習に関しては、次の点に留意する。

- (1) 実習に関する準備等は、実習施設の指示に従う。
- (2) 守秘義務を厳守する。
- (3) 緊急の場合は実習施設と看護協会へ連絡する。

(指導者)

第6条 実習指導者は、施設が最も適当とする職員を充てるものとする。

(事故の防止)

第7条 実習生及び実習施設(実習指導者を含む。)は、実習中の医療事故等の防止に最大限努めなければならない。

(往復途上及び実習中の事故)

第8条 実習生が自宅と施設を往復する途上で交通事故等に遭った場合には、本人が加入する「損害保険」「自動車保険」等を適用する。また、実習中の事故に対しては看護職の所属施設が「看護職賠償責任保険」等の自己の責任により対応するものとし、実習受け入れ施設及び看護協会は責任を負わない。

(実習記録)

第9条 実習生は実習終了後に所定の書式に記入し、山口県看護協会に提出する。記録は、看護協会から実習施設へ送付するとともに一部を看護協会で保管する。

(実習の謝礼)

第10条 原則として、研修終了後に看護協会から実習施設に謝礼を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるものの他、実習に関し必要な事項は、山口県看護協会、実習施設、実習生により、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。